**平成２８年（フ）第６２号**
福島市立子山字四方木田64番地の１
債務者　斎藤　正史
１　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
福島地方裁判所

**平成２８年（フ）第７２号**
福島市泉字三斗蒔９番地の16　冨田貸家２号
債務者　齋藤　幸造
１　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
福島地方裁判所

**平成２８年（フ）第１７１号**
千葉県四街道市大日270番地２（豊ハイツ201）
債務者　安ケ平利広
１　決定年月日時　平成28年８月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２８年（フ）第７０号**
石川県小松市おびし町42番地
債務者　船木　明美
１　決定年月日時　平成28年８月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
金沢地方裁判所小松支部

**平成２８年（フ）第１８７号**
山梨県甲斐市大下条1107番地　プリマベーラＢ202
債務者　植松　美紀（旧姓倉鹿野）
１　決定年月日時　平成28年８月22日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第１９８号**
山梨県甲府市相生３丁目８番２号　入戸野マンション304号
債務者　三浦　札貴
１　決定年月日時　平成28年８月22日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第２０７号**
山梨県甲府市宮原町1249番地　サンライフ桜林Ⅱ　１号室、前住所静岡県三島市梅名387番地の１　ラウンドエマリエＡ―202
債務者　渡邊　公恵
１　決定年月日時　平成28年８月22日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第５１号**
長野県上田市住吉167番地１　ピアちくま
債務者　田中　礼子
１　決定年月日時　平成28年８月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２８年（フ）第４２号**
長野県佐久市平賀1990番地７
債務者　小嶋　謙治
１　決定年月日時　平成28年８月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
長野地方裁判所佐久支部

**平成２８年（フ）第５９号**
岐阜県可児市川合2791番地24　市営東野住宅Ｃ―１、前住所岐阜県可児市兼山48番地１市営浅間平住宅Ｅ―５
債務者　浅野　　久
１　決定年月日時　平成28年８月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

**平成２８年（フ）第４６６号**
愛知県長久手市塚田1112番地　グリーンハイツ藤ケ丘504号
債務者　池下　英治
１　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第１４１号**
三重県津市桜田町５番20号　コンフォート幸102、前住所三重県津市半田5005番地９
債務者　加藤　樹理
１　決定年月日時　平成28年８月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
津地方裁判所破産係

**平成２８年（フ）第２７号**
滋賀県米原市樋口245番地１
債務者　土田　美雪
１　決定年月日時　平成28年８月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

**平成２８年（フ）第３８号**
兵庫県豊岡市泉町14番15号　アーバンハイツ201
債務者　山本　善生
１　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２８年（フ）第７３号**
鳥取県米子市旗ケ崎４丁目６番23号　１号、前住所鳥取県米子市旗ケ崎８丁目６番１号Ａ棟203号
債務者　長谷　三帆（旧姓三宅）
１　決定年月日時　平成28年８月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２８年（フ）第１７８号**
愛媛県伊予市米湊898番地１　レオパレスマイルハイツ五色106号
債務者　片山　直樹
１　決定年月日時　平成28年８月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第２２９号**
愛媛県松山市福音寺町45番地３　ロイヤルアネックス202号
債務者　村上　宏美
１　決定年月日時　平成28年８月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
松山地方裁判所民事部